

大分県特定労務管理対象機関指定審査基準

【特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：B水準）】

地域に必要な医療提供体制の確保のため、医療機関が必須とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務によりA水準（医療機関で診療に従事する勤務医の時間外労働の上限水準）を超えざるを得ない場合に適用される水準。

B水準

項目	指定要件	根拠法令等
1	次のいずれかを満たすこと。	—
	①救急医療を提供する医療機関 ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」	医療法第113条第1項第1号 医療法施行規則第80条第1号
	②居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関	医療法第113条第1項第2号 医療法施行規則第80条第2号
2	③地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関 ・公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関	医療法第113条第1項第3号 医療法施行規則第80条第3号
	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること。	医療法第113条第1項 医療法施行規則第80条
	・医師の労働時間短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	医療法第113条第3項第1号 医療法施行規則第82条第1項第1号 医療法施行規則第82条第1項第2号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がないこと。	医療法第113条第3項第3号 医療法施行規則第82条第2項
6	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間短縮のための取組状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療法第113条第4項
7	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	—

※項目1～7全てを満たすこと。

【連携型特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：連携B水準）】

地域の医療提供体制を確保するために、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間を通算するとA水準を超えざるを得ない場合に適用される水準。

連携B水準

項目	指定要件	根拠法令等
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	医療法第118条第1項 医療法施行規則第87条
2	副業・兼業により、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務すると考えられること。	医療法第118条第1項 医療法施行規則第87条
3	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。 	医療法第113条第3項第1号 医療法施行規則第82条第1項第1号 医療法施行規則第82条第1項第2号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がないこと。	医療法第113条第3項第3号 医療法施行規則第82条第2項
6	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間短縮のための取組状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療法第113条第4項
7	連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	—

※項目1～7全てを満たすこと。

【技能向上集中研修機関（集中的技能向上水準：C-1水準）】

臨床研修または専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につけるために、A水準を超えざるを得ない場合に適用される水準。

C-1水準

項目	指定要件	根拠法令等
1	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関であること。	医療法第119条第1項 医療法施行規則第94条
2	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	医療法第119条第1項 医療法施行規則第94条
3	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。 	医療法第113条第3項第1号 医療法施行規則第82条第1項第1号 医療法施行規則第82条第1項第2号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がないこと。	医療法第113条第3項第3号 医療法施行規則第82条第2項
6	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間短縮のための取組状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療法第113条第4項
7	C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や選専攻医等の確保及び地域の医療提供体制への悪影響を与えないこと。	—

※項目1～7全てを満たすこと。

【特定高度技能研修機関（集中的技能向上水準）：C-2水準】

医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行うために、A水準を超えざるを得ない場合に適用される水準。

C-2水準

項目	指定要件	根拠法令等
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能（特定高度技能）を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること。	医療法第120条第1項
2	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36協定において、年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	医療法第120条第1項 医療法施行規則第101条
3	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。 	医療法第113条第3項第1号 医療法施行規則第82条第1項第1号 医療法施行規則第82条第1項第2号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療法第113条第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がないこと。	医療法第113条第3項第3号 医療法施行規則第82条第2項
6	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間短縮のための取組状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療法第113条第4項
7	C-2水準を適用しても、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に悪影響を与えることがなく、医療計画等と整合的であること。	—

※項目1～7全てを満たすこと。